

事務連絡
令和8年5月29日

各 都道府県
市町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課

令和8年8月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直し等に
係る周知への協力依頼について

介護保険制度の運営につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年8月1日より、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第88号）等に基づき、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における食費・居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がります。

当該引上げの内容等について、事業所及び利用者の方々に御理解いただくことを目的とした参考資料を添付しますので、各自治体におかれましては、これらも活用しつつ、管内の介護サービス事業者へ積極的に周知いただくようお願いいたします。

（注）参考資料には、現在改正作業中であり、8月施行予定の利用者負担段階に関する基準額についての見直し内容（（旧）80.9万円→（新）82.65万円）が含まれています。当該内容の改正については、追って通知を発出する予定ですが、関係者への事前周知にご配慮いただきますようお願いいたします。